

第2回 宮城県男女共同参画審議会基本計画（第2次）検討部会会議録

日 時 平成22年4月20日（火）午後1時40分～午後3時40分
出席委員 安藤ひろみ委員、金子忠良委員、今野彩子委員、佐藤孝子委員、菅原真枝委員、高木龍一郎委員

1 開 会

事務局：本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、宮城県男女共同参画審議会第2次基本計画検討部会を開催させていただきます。

まずは資料の確認をさせていただきます。お手元の次第の下段に資料一覧を載せてございます。

（事前送付資料、机上配付資料及び既配付資料の確認）

よろしいようですので、進めさせていただきます。

本日は審議会委員に御就任されてからはじめての検討部会でもございますし、3月19日の審議会に御出席いただけなかつた委員もいらっしゃいます。また、県におきましても、4月に人事異動がございましたので、審議会検討部会委員並びに県の事務局の職員を御紹介申し上げます。

はじめに、委員の方から御紹介したいと思います。

医療法人社団良仁会 ウィメンズクリニック 金上 副院長の 安藤ひろみ委員でございます。

公募委員の 金子忠良委員でございます。

株式会社ユーメディア取締役の 今野彩子委員でございます。

東松島市立浜市小学校校長の 佐藤孝子委員でございます。

東北学院大学教養学部准教授の 菅原真枝委員でございます。

東北学院大学法学部教授の 高木龍一郎委員でございます。

また、公募委員である田澤ひろ美委員から、本日の検討部会を傍聴したいとの申し出があり、本日お見えになられておりますので、御紹介したいと思います。田澤ひろ美委員でございます。

事務局：続きまして、県の事務局、共同参画社会推進課職員でございます。

はじめに、共同参画社会推進課長の増子でございます。

男女共同参画推進専門監の猪股でございます。

私、課長補佐の及川でございます。よろしくお願いします。

それでは、改めまして本日の次第をご覧いただきたいと思います。

* 次第「2 議題」

(1) 部会長の選出について

(2) 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）の骨子案等について

① 宮城県男女共同参画審議会資料に係る意見等について

② 「施策の方向」について

③ 「男女共同参画の指標」について

(3) その他

3月19日の審議会では、2月22日に開催されました第1回検討部会の状況について、部会長の高木委員から御報告をいただきました。

また、当日の審議会では、初めて委員に就任された方もいらっしゃるということで、第2次計画に係る具体的な審議は行わず、まずは配付された資料を持ち帰りお読みいただき、4月9日までに御意見を寄せていただくということになりました。

その結果、金子委員から御意見をいただきましたので、後ほど御説明をいただき、意見交換いただきたいと存じます。

では、次第の「2 議題」の方に入りたいと思います。

本日の検討部会から、2次計画に係る具体的な策定作業に入ります。

議題にありますとおり、「施策の方向」並びに「男女共同参画の指標」について、継続、削除または追加すべき項目について御議論いただき、本日は、それぞれの素案を決定いただきたいと考えております。

限られた時間で素案を決定いただくことになりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

2議題

(1) 部会長の選出について

事務局：それでは次第の議題（1）にありますとおり、部会長の選出をお願いしたいと思います。部会長選出までの間、共同参画社会推進課長が進行役を務めさせていただきます。

共同参画社会推進課長：それでは私のほうで進行役を務めさせていただきたいと思います。

まず本日の資料としまして、宮城県男女共同参画審議会運営要領をお配りしてございます。

その第4条で、部会について定めておりますが、第3項で「部会長については互選で定める」と規定されているところでございます。

どなたか御提案がございましたら、お願いしたいと思います。

安藤委員：前回、部会長をなさって下さった高木委員に引き続きお願ひしたいと思います。

共同参画社会推進課長：はい。ただいま、安藤委員の方から、高木委員に引き続き部会長をお願いしてはどうかという御提案がございましたがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き高木委員に部会長をお願いしたいと思います。

部会長に部会の進行をお願いしたいと思いますので、高木委員には部会長席に移動いただきたいと思います。

事務局：それでは、早速ではございますけれども、ただいま御選出されました高木部会長に一言、御挨拶をいただきたいと思います。

高木部会長：御紹介いただきました高木です。

前回の第1回部会の内容につきましては、既に審議会に御報告させていただきました。

基本的には取りまとめられた現在の計画を踏襲しながらも、国で策定作業が進められている第3次男女共同参画基本計画を睨みながら、本県独自の施策を追加、あるいは必要の無いものは削除するという形で、新しい計画を策定していきたいと思います。

何分、各界で御活躍されている皆様が集まっておられますので、貴重な意見をどんどん出していただきますようお願ひいたします。また、現計画策定時には相当議論が白熱したと聞いておりますが、今回は冷静沈着に進めていきたいと思っていますので、御協力いただきまますようよろしくお願ひします。

事務局：それではここから、高木部会長に進行をお願いいたします。

(2) 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）の骨子案等について

高木部会長：それでは、お手元にある次第に従って進めてまいります。

（2）宮城県男女共同参画基本計画（第2次）骨子案等について、①から③の3つの観点から進めてまいります。

資料については既に事務局から皆さんに送付されておりまして、既に目を通していただいていると思いますが、送付された資料について、確認も含めて資料1から5の概要を事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料1～資料5の概要説明。）

・資料1について

3月の19日の審議会で、各委員から意見等があれば4月9日までに事務局に報告いたただくこととされておりましたが、金子委員から御意見等をいただいております。

本日出席されている金子委員から、後ほど御説明等いただければと思います。

・資料2について

3月19日の審議会で配付したものと同じ資料でございます。

本日は、「計画の体系」の中の、網掛け部「施策の方向」につきまして、具体的に、削除するもの、加えるもの、修正するもの等、素案を決定いただきたいと思います。

・資料3について

「男女共同参画の指標」についてでございます。

全部で22の目標・指標と参考指標して8つの全部で30の項目につきまして、目標値と昨年度の実績等が記載しております。

・資料4について

国では第3次男女共同参画基本計画の策定作業が行われているところでございます。

この検討部会においては、国の最新情報を逐次御提供するということになってござい

ます。先週、資料をお送りする段階での最新情報として、4月5日に開催された国の基本問題・計画専門調査会（第59回）の資料を送付させていただいております。

・資料5について

資料3と見比べながらご覧いただきたいと思います。

資料3の2ページ目の中段の注意書きのとおり、みやぎ子どもの幸福計画（平成10年3月策定）、あるいは、みやぎの福祉・夢プラン（平成9年9月策定、平成14年3月中間見直し）で定めた整備目標値を男女共同参画の指標の目標値にしております。

みやぎ子どもの幸福計画が改定になっておりますので、最新の計画（抜粋）を資料として事前に送付させていただいております。

特に、抜粋「目標事業量」（80ページ）として、全部で27の項目について、平成21年度の現況と平成26年度の目標が掲げられております。

これらの項目、あるいは数値を見ながら、本日御議論いただければということで、配付させていただいたものでございます。

（続いて、机上配付資料の概要説明。）

・第3次男女共同参画基本計画策定に向けて（中間整理）について

内閣府のホームページから抜粋したものでございます。

先週、4月15日（木）に国の男女共同参画会議が開催され、4月16日（金）に国の方で中間整理の公表を行っております。

公表された内容と資料4はほぼ同じですが、変更された箇所を御説明させていただきます。

（主な変更箇所を紹介。）

なお、88・89ページに「第3次計画に向けて（中間整理）のポイント」が示されています。

事務局（猪股専門監）：追加配付資料として、次の2枚を配付しております。

「第2次男女共同参画基本計画の骨子案（構成・体系）検討の論点」

「男女共同参画の指標の状況」

補足説明をさせていただきます。

・「第2次男女共同参画基本計画の骨子案（構成・体系）検討の論点」について

資料2と併せてご覧いただきたいと思います。

これまでいただいた御意見等を「構成・体系」に反映させる方法について、本日これからの御議論の中でお願いしたい点をまとめてございます。

1 審議会・部会等意見の計画構成・体系への反映方法について

(1) 「目指すべき社会」など全体計画を貫くものの必要性

(2) 基本目標での対応が難しい意見・項目について

(3) 「施策の方向」での追加・変更・削除を検討する項目について

（審議会で出された主な意見等に係る「対応案」について、資料に沿って説明。）

2 その他の論点

(1) 男女間の暴力の根絶

(2) ワーク・ライフ・バランス

気になる論点として2点ほど書かせていただきました。

「男女間の暴力の根絶」ということでは、現計画の体系では、「2. 家庭における男女共同参画の実現」の中の6番目に「男女間における暴力の根絶」を記載してございます。ただ、この項目につきましては、デートDVの問題、石巻の事件等ございましたけれども、DVがかなり広範囲に広がっていること、あるいは性暴力被害、ストーカー等、問題がかなり多様化、広がりを見せているということがございますので、この部分の記載そのままでよろしいのか、項目の名称ですか、他の基本目標にまたがる部分、他の基本目標で触れなくていいのか、ということについて御議論いただければと考えております。

2番目の「ワーク・ライフ・バランス」でございますけれども、現在基本目標の「4. 職場における男女共同参画の実現」で、「(2) 仕事と育児・介護の両立支援」という

項目で記載をさせていただいております。

昨今、ワーク・ライフ・バランスという言葉を、国の方ではかなり人口に膚浅する言葉になっているという部分と、先ほど御説明しました国の中間整理の中では、仕事と生活の調和という表現を使ってございますので、「表現の仕方」として、ワーク・ライフ・バランスなり、仕事と生活の調和なり、そういう表現に改めていくことも御検討いただけないかということで掲載をさせていただきました。

・「男女共同参画の指標の状況」について

資料3と併せてご覧いただきたいと思います。

指標として22項目、参考として8項目ございますが、現在の状況を議論の参考にしていただければということで配付させていただきました。

- 1 既に目標を達成し、数値の修正が不可のもの
- 2 目標を達成しているが、数値の上方修正が可能なもの
- 3 目標を達成しており、現在担当部局において新たな目標設定を検討中のもの
- 4 「新みやぎ子どもの幸福計画」（平成22年3月）後期計画で目標事業量が設定されたもの

（項目に係る「目標」及び「現況」等について、資料に沿って説明。）

高木部会長：議題「(2) 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）骨子案等について」の資料に係る説明をいただいたわけです。

①～③までございますので、最初に、「①宮城県男女共同参画審議会資料に係る意見について」について、金子委員から御意見が出されております。

資料は御覧になったと思いますが、金子委員の方から、補足も含めて御説明をいただければ幸いです。

① 宮城県男女共同参画審議会資料に係る意見等について

金子委員：もう少しポイントを踏まえて書けばよかったです、まとめる時間が無く、文形式で提出させていただきました。

国第3次男女共同参画基本計画策定作業の中では、重点分野として14分野が示されていますが、宮城県の計画での6本の柱というのは非常によくできていた、少なくとも県民には2つ位の柱が必ず該当し、よくできた6本の柱だと思いつつ体系を読んでおりました。

これまでの審議会や検討部会で出された意見と重複するなと思いつつも、意見を文章化したものですので、目新しい意見はあまり無いかもしれません御説明させていただきます。

（資料1に沿って説明。）

端的に言えば「全般に広報が不足である」という、審議会で出された意見に行き着く感じはいたします。

高木部会長：ありがとうございます。

全般的に、計画の体系における基本目標の6つの柱は、これはこれで良いだろう、という認識でありながら、実際にそれを具体化する、実施するまでの広報、あるいは具体化についてもっと工夫が必要だろうという御意見でございます。

金子委員：そうですね。

工夫は十分していただいているとは思うのですが、広報とか、効果を及ぼすというのは、やはり人間、面白みが無いといけない部分があるのではないかと思うのです。

高木部会長：ありがとうございます。

それでは委員の皆さんから金子委員から出されました御意見について、御質問あるいは御意見等ございましたらお願ひいたします。

金子委員の出された最初の部分、実践活動といいますか、実際に連携した活動のためにどのような方向を取るべきかについて、御意見ございませんでしょうか。

安藤委員：前回の部会でもお話をさせていただいたのですが、計画を立て、それを実行して、それを振り返る、という作業を一通り行なっているので、それを何か盛り込めたら良いのですが、結局、御意見に対しては、なるほどなど、うなづくにとどまることになってしまい

ます。計画策定で、特に項目立てにおいては、なかなか難しいのかなと思います。

2ページ目に、県レベルの宣言について書かれております。

逆にここを読んだときに、宮城県らしさで言いますと、中央の仙台市と県北・県南と、それぞれの文化の違いがあつて、それもまた盛り込んでいくと面白い、宮城県らしい提言ができるのかな、と考えながら読ませていただきました。以上です。

高木部会長：確かに、政令指定都市の仙台市を中心として周辺を含めて宮城県全体ということがありますが、この辺について、宮城県、県全体とのリンクなどについて、議論されたことはあるのでしょうか。

事務局（猪股専門監）：先ほどの指標の中にもありますが、各市町村でそれぞれの地域の独自性を盛り込んだ計画を作っていただきたいということで、県からは課長会議や担当者会議といった場でお願いをしているところです。

参画宣言県という話もありましたが、男女共同参画は、ある意味県民一人ひとりの問題ですので、住民に一番身近な市町村で男女共同参画を推進していただく、県としてそれを支援する、というスタンスがどちらかというと強い部分がございます。

国でも、男女共同参画宣言都市は、市町村での男女共同参画の推進ということで、ある程度のメリットを設け、推進事業として実施しております。

宮城県では、柴田、気仙沼、旧岩出山がございます。

男女共同参画の宣言をされているところは、地域の活性化にもかなり力を入れていらして、その中の一つとして、多様性を持って、ということで男女共同参画を進めていらっしゃるという部分もかなりありますので、県として宣言ができるかとなると、県としてはこういうところでこういう動きがありますと、県内に限らず他の地域の情報をお伝えして、その地域にあった男女共同参画の推進を支援していくという形かと考えております。

高木部会長：今回の宮城県の計画を策定する場合にも、国の計画に必ずしも枠をはめられる必要も無いだろうとは思いますが、あえて反発する必要も無いと思います。

その関係で、国と宮城県の関係、宮城県と県内市町村の関係というのも、基本的な枠をはみ出さないで、地域ごとの具体的な施策の部分について違いが出てきてもいいのかなと思いました。

金子委員の御意見について、他にいかがでしょうか。

今野委員：企業の中にいて、いかに実践されている具体例を広報とともに情報提供していくか、ということがポイントなのかなと思っています。

いわゆるロールモデルといわれる人もそうですし、企業の人事課の方々もそうなんですね、そういうものをできるだけ具体的に見せていくということが、目指すものを示すという意味ではいいのかなと思いました。

高木部会長：金子委員のご意見はもちろん聞くべきところは多々ありますので、今後施策の方向とか、具体的な目標を定める段階でいかにしてそれを実施するか、ここ数年の流行で言うとPDCAですが、プランを立てて、実行して、それをチェックしなければいけない。

今回はもう1サイクル目に入ってきているわけですから、その辺も含めて、より具体的に進めていくために、こういった金子委員の御意見を取り入れて検討ていきたいと思います。

② 「施策の方向」について

高木部会長：それでは、次の②「施策の方向」に進みます。

これについては、先ほど事務局から説明がございました。

今回から、実際にはこの会議から具体的な計画の策定に入っていきますけれども、資料2をご覧ください。

網掛け部の「施策の方向」について議論していくことになります。

県立高校共学化のように既に達成されているということで取り消し線が入ってるものもありますが、このまま維持していくのかなどのほか、今まで審議会で出た意見をそのままこの枠に当てはめるのは無理だ、あるいは複数にまたがるなどの項目がございます。

まず全般的にどこからでもかまいませんので、皆さんの方から、継続すべきだ、削除すべきだ、凍結すべきだ等様々な観点で御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

菅原委員：全体的な話ですが、審議会のメンバーの方々から出された意見等で、「基本目標」での分類が難しい意見というように整理していただいた「男性への啓発」や「女性自身の啓発」、あるいは「子育て支援」のように全体にまたがるようなものがあげられていてます。

今回、事前に資料をいただいたことの一つとして、施策の方向の中で盛り込みたいけれども、どこに入れていいかわからないものについて、事務局からは「計画推進の視点」というふうに、新たな項目を付け加えてはどうかという提案がありました。

私も同じように考えていて、「重点課題」として、全体にまたがるようなものを挙げてみてはどうか、特に、宮城県として重要性を感じるものについて挙げてみてはどうかと思っていました。

前回、意見を申し上げたことの一つとして、「誰を念頭に置いたものか」というのがわかりにくいために、県民の皆さんに伝えづらい、伝わりづらいのではないかと思っていて、一人ひとりが「私が関係するところ」というふうにイメージしやすように、主体別に、誰にとって、ということを意識してもらうことが非常に効果的なのではないかと思っていました。

例えば「子育て支援」ということであれば、母親であるとか父親であるとか、あるいは、「男性にとっての」とか「若年層にとっての」、というように「誰にとっての」という形が明確になってくると思います。

ですので、全体にまたがっていて、かつ、自分に関する問題であると認識してもらうために、「重点課題」という形、あるいは事務局の「計画推進の視点」でもいいのですが、他に何か考えてあげたらどうかなと思ったのが一つあります。

県全体の「目指すべき社会」というところについても、全体を貫く目標というか、具体的な社会像みたいなものがあったほうがいいのではないかと思いました。

新子どもの幸福計画ですごくわかりやすいなと思ったのが、資料5の10ページの体系図です。

「計画で推進する8つの施策とその主な内容」のところが、私どもの計画でいうところの「計画の体系、施策の方向」に似ていると思うのですが、左の方に「基本理念」というのがあって、「安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現」というように、すごくわかりやすい表現になっています。

もちろん条例にあるように、どういう社会が望ましいのかということについての文言はあるわけですが、なかなか目に飛び込んでこないところもあって、やはりこういう分かり易い表現をすることによって、先ほど金子委員も指摘したことですが、一言でわかる文言、あるいは効果的な表現、例えば若い人達にも分かってもらえるような表現として、このような形で表現できたらいいなと思いました。

高木部会長：はい、ありがとうございます。

事務局説明にあった「第2次男女共同参画基本計画の骨子案（構成・体系）検討の論点」でいうと、最初にお話されたのは「（2）基本目標での対応が難しい意見・項目について」の対応案のところだと思います。

第1章の「基本的な考え方」の中に項目を新たに設けて記述してはどうか、という発想は同じで、タイトルを「重点課題」あるいは「計画推進の視点」とするお話です。

それから、「目指すべき社会」という全体を貫くようなものについては、むしろ「基本目標」、「施策の方向」それぞれのところに、新みやぎ子どもの幸福計画にあるような、分かり易い、理念達成に向けての視点ということを考えてみてはどうかという御意見が出されています。

まず全体的に意見を伺って、後で集約したいと思います。

安藤委員：先ほど事務局では、「家庭における男女共同参画の実現」のところで、「男女間における暴力の根絶」をどういうふうに取り上げたらいいかということをおっしゃっておられました。

どうしてもこの審議会では、「男女間の」ということになってしまいますが、家庭内の暴力とかそういうところまで大きく広がってくる問題ではないか、というのが今の現状だと思うのです。

それから、そういうことを暴力と言って片付けてしまっていいのか、家庭環境の改善とか、そういう言葉で考えなければいけないのか、ということも資料を拝見していて考えていました。

そして、「指標」の進捗状況の中で、ファミリーサポートでも、子育てサポートでもそうなのですが、夜間のサポートセンターを増やせ、という目標を立てておりますが、夜間帯にこういったものを立てていくということで、かえってそれがマイナス、ネガティブな要素として子育てにかかってくるのではないかという危惧がございます。

やはり子どもたちが育っていく日常と、環境時間帯というものが備えられていくなくてはいけなくて、目標として掲げるのはいいのですが「その目標の裏にはこういう要因があるから」ということも書かないといけないと思います。

これでは、親たちが自分のペースで働きやすくなるための指標を立ててもらって、それに

追従するという考えになってしまふのではないか、という危惧がございます。

それこそ家庭内の暴力、男女間の暴力は、たいていが夕方から夜間にかけて、お酒を飲んでの狼藉だったりということもございますので、そういう現実と照らし合わせるとなかなか根深い問題だなと悩んでいました。

高木部会長：ありがとうございます。

金子委員：先ほど菅原委員が言われたように、全体的に言えることなのですが、例えば「施策の方向」において、主語を「男女間が」などと入れればいいのでしょうか、もう少し範囲を狭めて「家族が」などのようにした方が、「君が主役なんだ」と訴えかけられる、主語を入れることで、文を読んで自分に訴えかけてくるように感じてもらえるのではないかと思いました。

また、安藤委員が言われたように、暴力という観点から見ても、「暴力」というとあまり広く感じました。

今「暴力」と「DV」でどちらが知名度があるかといえば、やはり「DV」の方があるような気がします。

「暴力」と言えば全部網羅できるのですが、「DV」とかもう1つ2つくらい具体的な用語に置き換えてもいいように思います。

高木部会長：はい。ありがとうございます。まずは御意見を一通り伺います。今野委員。

今野委員：私は、資料2の中で「4. 職場における男女共同参画の実現」について考えていました。

先ほど事務局から、資料「第2次男女共同参画基本計画の骨子案（構成・体系）検討の論点」の「2その他の論点」の「(2) ワーク・ライフ・バランス」について御説明がありました。

ワーク・ライフ・バランスという表現にするかどうかは別として、施策の方向「(2) 仕事と育児・介護の両立支援」は変更した方がいいのではないかと思います。

「ワーク・ライフ・バランス」もしくは「生活と仕事の調和」ということになると思います。

ただし、育児・介護はもちろん、いろいろな面、自己啓発も含めて、生活と仕事の調和をしたいということもあると思いますので、そのような変更も必要だと思います。つまり、より広く対象であるということを狙いたい、ということです。

それは、ワーク・ライフ・バランスを推進するに当たってのベースには、働き方の見直しというのが絶対に必要だということです。

先ほどの新みやぎ子どもの幸福計画の中に、働き方の見直しという表現がありましたので、これをぜひ、施策の方向にも表現として入れることで、2つの計画間で連動するのかなと思いました。

それから、これも個人的な思いなのですが、ワーク・ライフ・バランスというと、今までどちらかというと大企業が中心に先行、推進してきたところがあるのですが、中小企業はなかなかそういうバラエティも含めて取りかかれないでいる会社も結構あるのではないかと思います。

これからは、我々中小企業も取り組む必要があるということをどこかで表現したいなというような気持ちがあります。

金子委員：私もそのワーク・ライフ・バランスのところに疑問を持ちました。

我々は分かりますが、本当に浸透しているのか、今現在受け入れられているものなのかということです。

基本目標の副題にある「システムチェンジ」のように、宮城県らしい表現に変えてはどうかという意見があったのと同じで、ワーク・ライフ・バランスと、今一般に言われているけれども、あまりに抽象的で具体的に欠けるなと思っていました。

佐藤委員：私は学校においてますので、資料2の中で特に「3. 学校における男女共同参画の実現」を中心に考えていたのですが、御説明があったとおり、対応が難しい意見・項目の中に、「若年層への普及・啓発」がございます。

「3. 学校における男女共同参画の実現」の「学校における」というのは、学校教育のことなのか、教育現場、大人も全部合わせたものなのか、例えば管理職に占める女性の割合は、それは児童・生徒に対する教育に若干関係はあります、少し違う面があるのではないか。

学校における男女共同参画が何を意味するのか、いまひとつ分からないです。

指標を見ますと、男女混合名簿の導入率というのが大きく出ていますが、正直言いまして

現場では、これが男女共同参画に関係あるとはほとんど思えないのです。

名簿というのは便宜上作っているのであって、これを子どもたちが見てどうのとか、教育的効果というのはほとんど無いと思っています。

ですから、だんだん導入率が上がっていたというのは、上部等からの指導があったから上がっただけであって、意識としては、教師はそれによって指導したわけではないのです。

こういったところで、現場との意識の差がありすぎて、何を求められているかよく分からぬのです。

性に関する教育の充実に関しても、いわゆる女性が不利益を受けるから性教育をしなければいけないというのは、これは対症療法的で、本来この案件に関しては、女性の指導的な意味合いが強くて、女性男性のことではないと思うのです。その認識が教育現場と違うのではないかと感じております。

例えば、女性に不利益な給与体系などの金銭面のほか、女性にとって職に就きにくいとか、そういう現実の社会がある以上は、子どもたちに男女平等の教育、例えばキャリア教育などをしても、実際の社会との乖離が大きくて、夢が壊れてしまうことがあります。

教育面で頑張るというより、実社会の面で現実に男女関係無く機会があるという、そういうものが実現できていればいいのではないかと思います。以上です。

高木部会長：ありがとうございます。

総論・各論、いろいろな意見が出ましたが、少し集約してまいりたいと思います。

今日だけでまとまるというわけではございませんので、御意見をどんどん添加していくのがよろしいと思います。

まず「基本目標」として6つの目標が立てられていますが、第1回目の検討部会でも、基本的にはこれを踏襲しましょう、という意見を前提にしながら、この基本目標、それに基づく施策の方向で、收まりきらないようなもの、包含しきれないものもあるのではないかといった意見が出されました。

そのような観点から、事務局から本日配付された「第2次男女共同参画基本計画の骨子案（構成・体系）検討の論点」の「1 審議会・部会等意見の計画構成・体系への反映方法について」について、さらに御意見を賜りたいと思います。

まず、「(1)「目指すべき社会」など計画全体を貫くものの必要性」に絞って皆さんの御意見を伺っていきたいと思います。

菅原委員：「計画策定の趣旨」に入れるというと、パンフレットの中に「～すべての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあう社会を目指して～」という文言がありますが、私がイメージしているのは、どういう文言にすべきか分からないのですがこのようなものではないのです。

副題的なものでもいいのです。

高木部会長：横石先生も、現計画の基本目標ごとの副題はなかなかいいと評価されていましたけれども、確かに、こういう形の副題をさらに、現行の見直しの方向に従って改めるということも検討してよろしいんでしょうが、全体を貫くような基本目標、ということについてはいかがでしょうか。

菅原委員：私も判断しかねているのは、基本目標の副題もそうなのですが、それがパンフレットレベルでアピールするときに必要なのか、新みやぎ子どもの幸福計画の6ページのように基本理念のようなものに入れるのかということです。

私は、新みやぎ子どもの幸福計画の6ページのような基本理念をイメージしていました。

高木部会長：短く一言ずつお願ひします。

金子委員：国の重点分野の14分野ではないのですが、あまり項目を増やすと焦点がだんだんぶれていくような感じがいたします。

今野委員：私は、どこに入れるかということよりも、目指すべきものを分かりやすく計画の体系の一番上に表現するだけでもいいのではないかと思います。

佐藤委員：これ自体をいじる必要は無いと思います。もっと具体性を持ってきた段階で直せばいいのではないかと思います。

高木部会長：私もあり自分で発言しないように気をつけていますが、総論的、一番抽象的な部分は、積み上げでいっていいかなとは思っています。

ですので、この辺は少しペンドイグにさせていただいて次に進みます。

次に、「(2) 基本目標での対応が難しい意見・項目について」について御意見を伺っていきたいと思います。

①から④の項目については、基本目標で分類が難しいとされているようなこと、しかしながらこういった施策もぜひ進めるべきだということで出されたような項目があり、基本目標の中に収まりきれるのか、あるいは施策の方向の中のどこかに入れればいいのではないか、など項目ごとに差異があると思いますがいかがでしょうか。

また菅原委員から順番にお願いします。

菅原委員：私は最初に申し上げたとおり、体系は別として、それでよろしいのではないかと思います。

高木部会長：それを「重点課題」にするかどうかは別として、「対応案」のとおりの記述でよろしいということですね。

安藤委員：私はこのままの体系でいって、どこかで添付という形でもいいように思います。

小田中会長がそれでは不十分とお感じになった点を逆にお伺いして、事務局でおっしゃつてくださったように、「第2章 宮城県の現状」の「4 社会・経済情勢の変化」の中にも盛り込めるような表現の仕方を入れてもらえばいいのかなと思います。

高木部会長：そうすると、あえて事務局の提案する「計画推進の視点」という項目や「重点課題」というものを挙げなくても、この基本的な6つの柱の中で収めて解決可能なのではないかという御意見ですね。

金子委員：私もどちらかというと安藤委員と同じように考えておりました。

基本目標の6つの柱というのはそれぞれしっかりとしていますので、「1 社会全体における男女共同参画の実現」に入れられるような気もいたします。

あえて、第2次計画で目標を増やすのはいかがなものかと思います。

高木部会長：分類が難しいといいながらも、この体系の中で十分対応ができるのではないかという御意見ですね。

金子委員：そうですね。第2章のように、目標と関係しない「現状」のところに入れておいて、そのあと目標に上がってくるという方が現在はいいような気がいたします。

今野委員：私は基本的に事務局の案が良いと思っています。

こういう課題があるということを、論点を整理して明記することはどこかでやりたいなと思っていました。

佐藤委員：どこかに吸収されるなら「1 社会全体における男女共同参画の実現」、あるいは啓発活動というものを重視するしたら、社会教育的な意味合いがあるので、「学校における男女共同参画の実現」と言わず、「教育における男女共同参画の実現」などにすれば、いろいろな意味に啓発活動できるのではないかと思いました。

高木部会長：どの基本目標の項目も啓発活動は教育ですから、佐藤委員がおっしゃるようなことはありますが、「3 学校における男女共同参画の実現」は、特に学校教育ということを念頭においてそこでの機会均等を目指す教育をしましょうという意味だと思います。

佐藤委員からは、基本目標の中からはみ出すであろうといわれる部分についても基本的に吸収できるであろうという御意見でした。

片親家庭の貧困と親のエンパワーメント施策については、小田中会長自身がどのように考えているかもう一回確認してみる必要がありますので、小田中会長から御意見をメールなどでいただくことにしたいと思います。

先ほど今野委員からも具体的に出されました「施策の方向」のところでございます。

例えば「4 職場における男女共同参画の実現」の「(2) 仕事と育児・介護の両立支援」、これは必ずしもワーク・ライフ・バランス全体を指すわけではなく、ごく一部を切り取ったワーク・ライフ・バランスであると思うわけですが、こういった「施策の方向」について、

他の委員はいかがでしょうか。

事務局からは、「(3)「施策の方向」での追加・変更・削除を検討する項目について」で、「家庭内での理解・コミュニケーション」への対応について提案されていますが、これも含めて、御遠慮なく御意見をお願いいたします。

安藤委員：こういう家庭内のコミュニケーション不足というのは、前回細川委員がおっしゃったことだと思います。

投げかけて、それを私たちが咀嚼してどこかに織り込めば、と考えていますが、今回は「施策の方向」に足すものは無いと思います。

高木部会長：佐藤委員は先ほど「3 学校における男女共同参画の実現」のところで、この枠組み自体が理解しがたいということでしたが、いかがでしょうか。

佐藤委員：それはありますが、「ワーク・ライフ・バランス」に関して、事務局から人口に膚炙しているというお話があったのですが、まだそこまで浸透はしていないのではないかと思います。

高木部会長：確かに専門的に携わっている者にとっては、数年前から当たり前のように聞こえていますが、果たして一般の方が「ワーク・ライフ・バランス」と聞いて何をイメージするのか。「ワーク・ライフ・バランス」ということで、概念はある程度明確化されていますが、一般の方々に分かるような副題なり、言い換えというのは必要なかもしれません。

「ワーク・ライフ・バランス」については、国も意識しているようで、特に、男性の役割が非常に重要だ、あるいは、法整備も含めた雇用環境の整備も必要だと言っていますが、少し検討課題ということにしたいと思います。

それから、「男女間の暴力の根絶」ということで、「DV」の問題がありますが、これについては、「2 家庭における男女共同参画の実現」の中で、施策の方向「(6) 男女間における暴力の根絶」ということになっています。

この点について、追加あるいは変更する必要がありやなしやということが出されましたかがいかがでしょうか。

安藤委員：「暴力の根絶」。人間社会で当たり前のことが書かれていて、やはり言葉 자체がちょっと強いですよね。

高木部会長：先ほどの「ワーク・ライフ・バランス」に比べると、おそらく「DV」が一般化されつつある。ですから男女間の暴力といっても、実際に、傷害、殴ったりということだけではないようなことが、DVにはあり得るわけですから、むしろこれは「DV」という言葉をそのまま戴いてもいいのではないかと思っています。

特にここは家庭内ですが、最近は職場においてもパワーハラスメント、学校でもアカデミックハラスメントと、ハラスメントがあちらこちらで出てきています。

この審議会では男女間ということを念頭において考えていますが、職場においてもまだまだジェンダーハラスメントがあり得るわけで、それも広い意味で、場合によってはDVの芽になり得ますので、そういうところからDVの芽を摘んでいくことを考えることがいいのかかもしれません。

その他、施策の方向について皆さんの方で御意見等が特に無ければ、今日のところはここまでとして、これらを踏まえて次回の議論につなげるということでよろしいでしょうか。

③ 「男女共同参画の指標」について

高木部会長：それでは、資料3の「指標」に移ります。

「施策の方向」を見直す必要があるということを前提にしながらですが、先ほど説明していただきましたとおり、男女共同参画の指標として8項目と、広く男女共同参画の状況の参考とするものとして8項目の計30項目が掲げられています。

この点について、チェックするための基準・目安としての指標で、これはいらない、あるいは必要なものについて、皆様から御意見をお願いいたします。

佐藤委員：申し上げたとおり、広く男女共同参画の参考とする8項目のうち、下から3つの項目である「小学校・中学校・高校の管理職に占める女性の割合」、「男女混合名簿導入率」、「PTA会長に占める女性の割合」について、特に「男女混合名簿導入率」は、分かりやす

いから入ったのではないかなと思いますが、あまり本質的ではないと思います。

高木部会長：その点では、前期の審議会で私も県の教育委員会との意見交換の中で発言させていただきましたが、佐藤委員のおっしゃるように、現場では意識はあまりというか、ほとんど無いと思います。それがどういう問題をはらんでいるかという意識は無いと思います。

ただ、外から教育現場を見ると、男性が先、女性が後という名簿というのは、昔の世代にはあったわけです。

並ぶ時も男性が前で女性が後ろ。そういう意識というのが、場合によっては知らず知らずのうちに、ボディーブローのようにジェンダーの差別化と申しますか、そういうものを醸成するようななきつかけになっているのではないか。

ですから、男女別名簿というよりは、混合で男女関係なく、例えばあいうえお順に並べるなど、そういうふうにすべきではないか。

つまり、意識させない。無意識のうちに刷り込まれていって、男性と女性別々というふうな意識というのはなるべく無くしたほうがいい。

もちろん、男性特有の部分、女性特有の部分、生理的にも違いはありますが、違いは違いとして、それ以外の部分で、あえて分ける必要が無いところはどんどん取り扱っていきましょう。

これがおそらく、機会均等なり共同参画の基本的なスタートラインとして固めておく必要がある一つなのではないか。

おそらくそういう視点で入ったものだと思います。

ですから、佐藤委員がおっしゃるように、現場ではそういう意識はまったく無いとおっしゃっていても、審議会あるいは県の各部署との話し合いの中で出した審議会からの意見としては、そういう部分も、知らないうちに、男女の差別化や役割分担というものを刷り込んでいる可能性が無きにしもあらずなので、不必要的ものを削りましょうということで出されたものだと思います。

それから、「小学校・中学校・高校の管理職に占める女性の割合」と「PTA会長に占める女性の割合」も必要ないということでしょうか。

佐藤委員：必要ない、というと大変強い言い方になってしまいますが、別の指標に変えてもいいのではないかと思います。

ちなみに、宮城県の女性校長会は、全国の女性校長会から脱退いたしました。

というのは、「女性だけが」という集まりに行く必要もない、目標が達成されたという認識でこのたび脱退いたしました。

そういういた意識があるにもかかわらず、数少ない指標の中にこれが入っているということは、外部からはそういうふうに見えるのだろうか。

数字で分かりやすいものを指標にしているのではないかと思います。

高木部会長：はつきり形として見えるというところで、何らかの指標が必要なのかも知れません。

佐藤委員：管理職になりたい女性がどれくらいいるのかということに関係すると思います。

女性教師の割合は、小中高とだんだん少くなり、小学校が多いのですが、男性よりは管理職になりたくない女性が多いのです。

ですから単純にこういう数字でみると、数字のマジックに陥るのではないかと危惧します。

高木部会長：ちなみにこの指標は、男性教員女性教員の割合を踏まえた上で、その中の何%という算出ではないと思いますがいかがでしょうか。

事務局（猪股専門監）：管理職を男女別なく統計を取りまして、その中で女性が何%かということで算出しています。

高木部会長：ですから、その指標としては残していいとしても、数字の取り方、統計の数字のマジックで、どうにでも説明してしまうので、佐藤委員がおっしゃったようなことからすれば、おそらく男性でも、最近は若い世代から管理職になりたくない、早く帰りたいという考え方の人も出てきているので、統計の取り方として、男性教員の中に占める割合が何%とか、女性教員の中に占める割合が何%という取り方でないと、比べようがないということかもしれません。

事務局（猪股専門監）：データに関しては、どういう取り方をしていましたか事務局で調べておきたいと思います。

高木部会長：佐藤委員から、学校に関する3つの項目について、無くとも良いのではないかという御意見も含めて出されました。他の委員はいかがでしょうか。

今野委員：学校関係や県、市町村に関する指標がありますが、職場に関する指標がありません。具体的に提案できる指標は持っていないが、この中に職場や企業における指標が欲しいと思いました。

高木部会長：自治体の職員の場合は、はっきり数字が見えやすい、取りやすいということはあります。それに商工会や農山漁村の起業活動件数など、比較的統計を取りやすいところが入っていますが、民間企業についてはありますか。

事務局（猪股専門監）：いわゆる管理職の部分はかなり難しいと思います。

参考までに、次世代育成支援対策推進法の行動計画を策定されている企業の割合ですとか、「くるみん」の認証を受けている企業の割合を増やすということが、国の目標では出てきている部分があると思います。

高木部会長：もし管理職の割合ということで言うのであれば、民間の数値が入っていないというのはどうなんでしょうか。

もし可能であれば、宮城県全体として、民間企業の管理職の割合、ただし、管理職といつても線引きが難しいでしょうが、おそらく一つの参考にはなり得るかもしれません。

事務局（猪股専門監）：職場・企業に関する指標について、調べてお示ししたいと思います。

高木部会長：学校でいうと、大学も調べようと思えば数値は出ますよね。

事務局（猪股専門監）：大学はある程度数値は出ると思います。

金子委員：商工会は少し規模が大きいと思いますが、商業組合などの団体であれば、指標がいくつかあると思います。

高木部会長：商工会自体でも、把握している数値があるかもしれません。

県でどこまで情報提供をお願いできるかということになるのでしょうか、せっかく学校と自治体の数値を出しているのですから、民間企業についてもその辺も少し考えて欲しいと思います。

その他に、何か必要な指標がございましたら御意見をお願いします。

今は難しいということであれば、御意見はメールでもかまいませんし、次回までに考えていただくということにしたいと思います。

私としては、男女混合名簿はあってもいいのではないかと思うのですが、先ほど佐藤委員から出た男女混合名簿についても、次回くらいまでに考えてきていただけると幸甚です。

佐藤委員：すみません。男女混合名簿はあるのです。男女別名簿もあれば、背の高さ順で並べるもの、様々な名簿を使っているわけです。

子どもたちが、男女混合名簿の順に並んで列を作っているわけではありません。

背の高さの順や合唱のパートごとなど、いろいろな形で並んでいまして、名簿の順に並ぶ、意識を持つという場面はありませんので、そういう刷り込まれるという現象は昔ほどありません。

例えば、家庭科が男女別だった私たちの時代は確かに刷り込みがあったと思いますが、教科書にも男女の役割が平等に書かれる時代になったときから、この問題は学校現場では大きなものではなくなったという意識があります。

高木部会長：逆に混合名簿ではなく、男女別名簿を作る必要性なりというのはありますか。

佐藤委員：保健や体育の関係であります。

高木部会長：分かりました。

それでは、次回くらいまでに男女別名簿の使う場面をお分かりになる範囲で御紹介していただいて、その上であえて指標として載せる必要はない、ということに皆さんで合意になれば載せないということにしたいと思います。

(3) その他

高木部会長：その他何か御意見があればお願ひします。

他の委員の話を聞いて、私はこう思うとか、新たにこういうことを思いついた、ということもあるでしょうから、それについては後ほど皆さんのはうから御意見を賜るということにしたいと思います。

次に、「(3) その他」ということで、特になければ、以上で今日の審議、話し合いは閉じたいと思います。

本日の協議結果については、事務局に後ほど取りまとめていただいて、送付させていただくということにしたいと思います。

4月27日までに、今日の話し合いを踏まえてさらに追加の御意見なり、御質問等何かありましたら、事務局までお出しいただきたいと思います。

特になれば、今日の議事は終了させていただきます。

3 その他

事務局：高木部会長、大変ありがとうございました。

それでは、次第「3 その他」として、事務局から事務連絡いたします。

事務局：では事務局から、2点御連絡させていただきます。

1点目でございます。

高木部会長からもお話をございましたが、明日以降で、気づいた点、あるいは御意見等ありましたら、4月27日までに、事務局にメールかファックスで御提出をお願いしたいと思います。御意見等をいただいた場合は、その内容を部会長にお伝えして、調整結果を皆様にお返ししたいと思います。

2点目でございます。

本日の協議結果、あるいは来週まで寄せられた意見を踏まえまして、来月の検討部会では、2次計画の全体の素案について御議論をいただければと考えてございます。

今回同様資料を事前に送付させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

併せて、5月の検討部会の開催日につきましても、皆様の御都合等、日程調整をさせていただきながら調整させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

4 閉会

事務局：本日は御多忙の中、御出席いただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の検討部会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

